

2024年1月12日
出光興産株式会社

令和6年能登半島地震により被災された お客さまに対する電気料金等の特別措置について

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域およびその周辺地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。お客さまの状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

1 適用対象（別紙）

令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客さま。

災害救助法の対象となる市町村は別紙および内閣府ホームページにおいてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2023年10月、11月、12月および2024年1月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2023年12月、2024年1月、2月および3月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

イ 不適用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の翌月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客さまが被災前と同じ契約内容で2024年7月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客さまが引込線、計量器等の取付位置の変更を2024年7月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

工 臨時工事費の免除

被災されたお客さまが臨時電灯または臨時電力の使用を2024年7月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2024年7月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客さま

出光興産「電気お客様センター」
☎0120-033-364（フリーダイヤル）
※ガイドス6「その他」をお選びください
【受付時間】9:00-17:30(12月29日~1月3日を除く)

高圧・特別高圧のお客さま

出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部
☎03-6870-6552
【受付時間】9:00-17:30(土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く)

■適用対象市町村名（1月11日時点）

▷東北電力管内

<災害救助法適用日：1月1日>

●災害救助法適用市町村（14市町）

都道府県	市町村
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

●隣接市町村（12市町村）

都道府県	市町村
新潟県	新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村
福島県	南会津郡只見町

▷北陸電力管内

<災害救助法適用日：1月1日>

●災害救助法適用市町村（33市町村）

都道府県	市町村
富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
福井県	福井市、あわら市、坂井市

●隣接市町村（12市町）

都道府県	市町村
富山県	魚津市、下新川郡入善町
石川県	野々市市、能美郡川北町
福井県	大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町、丹生郡越前町
岐阜県	飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

▷東京電力管内

<災害救助法適用日：1月1日>

●災害救助法隣接市町村（1町）

都道府県	市町村
群馬県	利根郡みなかみ町

以上